

令和7年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和6年度)

令和6年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	むくの木ワーク
指定管理者	社会福祉法人 津市社会福祉事業団
指定期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日
施設の設置目的	障がい者の福祉の向上を図るため
指定管理者の業務	①障がい福祉サービス施設において利用者の生活介護に関すること、就労継続支援B型に関すること、その他当該施設の設置の目的を達成するために必要な事業 ②当該施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務 ③その他市長が必要と認める業務
評価担当部課 (問い合わせ先)	健康福祉部障がい福祉課障がい福祉担当(電話059-229-3157)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者として管理者、サービス管理責任者、生活支援員等適正な人員の配置を行っていた。	◎
	従事者の教育・研修	毎日の連絡会や月1回の職員会議、支援検討会を実施するとともに、三重県社会福祉協議会等の関係機関が実施する研修を活用し、職員の資質の向上や意識改革のための研修が定期的に行われている。	○
	関係法令の遵守	関係法令は遵守されていた。	○
	緊急時等の対応	災害時の各種マニュアルを作成し、定期的に訓練を実施していた。	○
	備品等の管理	点検・整備も行われており、適切に管理されていた。	○
	個人情報保護	津市個人情報の保護に関する法律施行条例及び厚生労働省の「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に沿って適正に実施されていた。	○
	施設・設備の保守点検	施設・設備の保守点検を適切に行っていた。	○
	清掃業務	清掃業務を適切に行っていた。	○
	警備業務	警備業務を適切に行っていた。	○
	環境への配慮	冷暖房の省エネ設定の徹底に努めるなど、創意工夫を行っていた。	○
	報告書等の整理及び提出	各種報告書等は、整理されており、協定書に基づき提出がなされていた。	○

運営状況について	利用状況	主なものとして、①生活介護(定員20名)、②就労継続支援B型(定員15名)及び③日中一時支援(定員3名)の事業を行っており、①については定員の7割程度の、②については定員を4割程度と大きく超える利用が見られた。なお③の利用はほとんどなかった。	○
	利用者満足度の向上	利用者の心身の状態に応じた適切な支援を行っていた。	○
	利用者の意欲の向上	作業を通して、社会との結びつきを説明し、労働意欲の向上につながる支援を行い、工賃改善に努めていた。	○
	地域や関係団体との交流・連携	地域の親の会との繋がりを保ち、行事を通じて交流を図り、情報の共有化に努めていた。	○
	利用者の苦情、要望等の対応	虐待防止委員会を設置するとともに事業所における課題を共有することにより、苦情・要望等の対応をスムーズに行えていた。	○
	事業の実施状況	おおむね計画通り実施されていた。	○
	その他	事業団内のネットワークを構築し、経営の効率化を図っている。	○
自主事業について	自主事業の適切な実施	当初の計画どおりの自主事業を行い、利用者の心身の状態に応じた適切な支援を行っていた。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働関係法令を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮がなされた。	○
収支状況について	収支決算状況	当初計画の範囲内において適正に執行された。	○

【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

障害者総合支援法に基づく多機能事業所(生活介護及び就労継続支援B型)を県の事業指定を受け実施するとともに、市との委託契約に基づき、日中一時支援事業を実施している。利用者(障がい者)個々に応じた生活を送ることができるよう、サービス等利用計画に即し、利用者及び家族の意向を尊重した個別支援計画を立て、生活・余暇支援や作業及び就労支援に努めるとともに、保護者のレスパイトの促進を図り、倫理綱領・行動規範を遵守した取組を通じ支援の向上に努めていた。

また、当該指定管理者が運営する他の障がい関係施設と連携し、効果的な運営を行うため、各施設間職員の間で情報の共有とそれぞれの施設が抱える問題について協議するとともに、関係機関が実施する各種研修会に参加することなどにより、職員の資質向上を図り、効率的、一体的な管理・運営に努めた。

安全・防災対策についても、消防用設備の点検や、防災・避難訓練を行い、日頃から危機管理に留意することに努めた。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善(向上)に向けた考え方】

指定管理者としての業務は令和6年度で終了するが、引き続き、通所される利用者が快適に日中活動が行えるよう、関係法令等に基づく適切な障がい福祉サービスの提供をお願いする。